

阿智村社協指定訪問介護事業所
介護予防・日常生活総合支援事業 料金表

サービスを利用した場合のご負担をいただく金額の一覧は、以下の料金表によります。
また、お支払いいただく「契約者負担額」は原則として、基本利用料のうちの一部割合（負担割合証に記載された割合）の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額を負担いただきます。

(1) サービスの利用料基本部分（月額）

令和6年4月1日現在

サービス名称	サービス内容	基本 利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
訪問介護サービス Ⅰ	週1回程度の訪問 介護サービス	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問介護サービス Ⅱ	週2回程度の訪問 介護サービス	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問介護サービス Ⅲ	週3回程度の訪問 介護サービス	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

月ごと計算するため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- ① 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ② 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
月途中で訪問介護サービス区分が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- ③ 給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。

(2) 加算

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
初回加算	新規の契約者へサービスを提供した場合	2,000円	200円	400円	600円

介護職員等 処遇改善加算 (I)	当該加算の算定要件 を満たす場合	1か月の（基本サービス費＋各種加減算費）に 245/1000 が加算されます。（令和6年6月以降）
介護職員処遇 改善加算(I)	当該加算の算定要件 を満たす場合	1か月の（基本サービス費＋各種加減算費）に 137/1000 が加算されます。（令和6年5月末まで）
介護職員等 特定処遇改善 加算(II)	当該加算の算定要件 を満たす場合	1か月の（基本サービス費＋各種加減算費）に 42/1000 が加算されます。（令和6年5月末まで）
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	当該加算の算定要件 を満たす場合	1か月の（基本サービス費＋各種加減算費）に 24/1000 が加算されます。（令和6年5月末まで）

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外へ、当事業所のサービスを利用された場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。尚、自動車を使用した場合は、1km当たり 41円（税込）で、積算した額を交通費としていただきます。

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、ご契約者の体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	300円/日

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)、(4)の料金・費用は、月ごとに計算し、請求しますので、翌月15日に口座引き落とし、又は現金によりお支払い下さい。